

【参考資料1】

相談支援専門員の要件となる実務経験

下記の①～④のうち、どれかに該当する者

※ A～Eの期間が重複する場合は、何れかの期間のみを算定します。

- ① Aの期間が3年以上ある者
- ② Bの期間とCの期間が通算して5年以上
- ③ Dの期間が通算して10年以上である者
- ④ Bの期間とCの期間とDの期間が通算して3年以上かつEの期間が5年以上ある者

業務の範囲		従事内容	実務経験年数
相談支援業務	A	ア 平成18年10月1日に現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従事者である者で、平成18年9月30日までに当該相談支援業務に従事した期間	3年以上
	B	ア 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	5年以上
		イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所の従業者	
		ウ 障害者支援施設※1、老人福祉施設※2、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設※3、の従業者	
		エ 病院若しくは診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、Eの国家資格を有する者、上記アからウに掲げる従業者である期間が1年以上の者に限る)。	
		オ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務の従事者	
直接支援業務	C	カ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者	5年以上
		I 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設※3、病院又は診療所の病室であって、療養病床に係る施設の従業者	
		II 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従業者※4	
		III 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者	
		上記 I ～ III に掲げる施設において、下記 1 ～ 4 の資格を有して直接支援業務並びにその指導	
	D	上記 I ～ III に掲げる施設において、C の 1 ～ 5 の資格に該当せず直接支援業務にあたったもの	10年以上
国家資格 該当者	E	国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士	上記B～Dに従事した期間が通算して3年以上で、かつ国家資格による業務に従事した期間が5年以上

【参考資料1】

※1障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設及び旧法施設が該当します。

※2「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターが該当します。

※3「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をすることを目的とする施設として、介護保険法の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

※4「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第10条の4第1項第1号の措置に係る者又は介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

(注)

- 1 ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。
- 2 公的な補助金または委託により運営されている小規模作業所であつて、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとする。(H18.8.24 主管課長会議資料)
- 3 公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の従業者について、次の要件をいずれも満たす場合に、上記BのAに準ずる事業の従事者として、相談支援専門員の要件として実務経験を満たすこととする。
 - ・当該者が従事する事業所が、指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であつて、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。
 - ・当該事業所の長が「当該者が当該事業所において、相談支援業務に5年以上従事した経験を有する」旨を証明し、かつ、「相談支援業務に5年以上従事していることが客観的に分かる資料」があること。(平成23年10月26日事務連絡)
- 4 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23 サビ管Q&Aを準用)
- 5 実務経験となる障害児関連施設として、児童相談所の他に、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児(者)通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。(H18.11.2 Q&A)
- 6 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。(H18.8.24 主管課長会議資料)